

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく

協和精工株式会社行動計画

全社員が仕事と生活の両立ができる雇用環境を整備することによって、社員一人ひとりがワークライフバランスを自ら調和させ、その能力を十分発揮することができる職場の実現をはかるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

2. 現状認識

- (1) 低年齢層の有給休暇取得率が相対的に低く、年齢の上昇に比例して取得率も上がる傾向にある。(全体の取得率は72%(令6年3月調))
- (2) 全体的に年齢層が高く(社員平均年齢50.7歳)、男性も含めた産育休世代は相対的に少ない
- (3) 一方、学齢児の育児世代が多く、また今後は親の介護などを抱える人が増えることが予想される

3. 内容

目標1 各社員の年次有給休暇取得率のばらつきをなくして、取得率50%未満の人がいないようにし、全体で75%を達成する

<対策>7年4月～ 有給休暇の取得状況を把握 該当者への働きかけ
7年6月～ 所属部署の責任者への通知および配慮を依頼
7年9月まで 取得状況を把握 取得率が低い人への働きかけ
8年3月以降 年次有給休暇の取得状況を毎年3月に経営宛て報告し、
取得状況の確認および改善事項への対策と実施

目標2 本人およびその家族のための、さまざまな事情(本人誕生日、学校行事参加、家族イベント、病院付き添い、介護、その他)を目的とした休暇取得を可能とする「本人・家族のための多目的休暇」(通称「多目的休暇」)を制定する

<対策>7年12月まで	社員の意見集約、制度設計
8年6月まで	就業規則改定の準備および改定、
9年3月まで	意識醸成にむけた勉強会等の取組
9年4月	制度開始
10年3月まで	利用促進および制度定着化に向けた情報提供